

## 1. 医療機関(病院、診療所等)の決定

医療機関(病院、診療所等)の決定は、原則として勤務場所又は自宅から通院に適し、かつ、認定された傷病の専門的診療科のあることが適当と思料されます。従って、勤務場所又は自宅の近くに医療機関(当該傷病に係る診療科)があるにもかかわらず、有名な医師がいるからとか、近くの医療機関では自分の納得のいく診断、治療をしてくれず不安だからというような個人的な理由で遠く離れた場所にある医療機関で診療を受けた場合には通院費等の補償をされない場合がありますので注意が必要です。

## 2. 医療機関の変更(転医)

当初療養を受けた医療機関を変更することは次の場合を除き好ましくありません。もし、理由無く転医をした場合は、初診料、各種検査料等最初の療養と重複する費用や移送費は補償されない場合があります。

### 転医を認める場合

- ア 災害のあった場所の最寄りの医療機関で応急手当を受けたあと療養に適した医療機関に転医する場合(通院に便利でかつ専門の医療機関に転医する場合等)
- イ 勤務先又は自宅からの通院に便利な医療機関に転医する場合(自宅付近の病院を退院後、勤務しながらの通院に便利な病院に転医する場合等)
- ウ 療養に必要な医療設備がないために、他の医療設備のある医療機関に転医することを医師(歯科医師を含む)等が認めた場合
- エ その他医療上又は勤務の必要により転医する場合

## 3. 共済組合員証の使用

公務又は通勤災害による傷病には組合員証を使用して診療を受けることができません。従って公務上又は通勤による災害該当と認定されない段階では所属の担当者に申し入れて医療機関と話し合ってもらい、診療費の徴収や組合員証の使用を見合わせてもらうようにして下さい。

しかし、医療機関の協力が得られなかったり、誤って組合員証を使用した場合は、公務上、又は通勤災害と認定された時点ですみやかに次の点を医療機関に申し入れてください。

- ア 今後の診療については、公務又は通勤による災害として取り扱ってもらうこと。
- イ すでに診療を受けた分について、医療機関が診療費を共済組合員等に請求していないとき、又は、請求済みだが取消が可能なときは、公務又は通勤災害による取り扱いに変更してもらうこと。

## 4. 療養の費用が補償される傷病

療養補償は、原則として公務上又は通勤による災害として認定された傷病の療養費用に限られます。しかし、療養を行っているうちに傷病名が変わったり、他の傷病も併せて治療することがありますが、このような場合は次のように取り扱われます。

- ア 単に傷病名が変わった、病状の変化により傷病名が変わった、初診の際に見落とされた傷病が追加された、他の診療科目の傷病が追加された、他の異なった傷病を併発したといった場合には、災害の状況、傷病の病質等から同一の災害による傷病と認められた場合あるいは、公務又は通勤による傷病との因果関係が医学上認められた場合には公務又は通勤による傷病として補償されます。（「療養補償請求書」の提出により基金支部が調査して判断しますが、災害の起因性等が明らかでない場合は、改めて「公務又は通勤災害認定請求書」を提出していただくこともあります。）
- イ 明らかに公務又は通勤による傷病と異なる傷病（私傷病）であっても、公務又は通勤による傷病の療養上併せて療養を行う必要がある場合、あるいは公務又は通勤による傷病と療養の内容を区別することができない場合には、その私傷病にかかる療養費も併せて補償されます。

## 5. 補償できる療養の範囲

療養補償の対象となる療養費用の範囲は、基本的には健康保険における療養の給付と同様であり、健康保険の対象外となるものについては原則として療養補償の対象外となります。ただし、医学的判断の下に必要な療養であると認められている場合には、例外的に療養補償の対象となり得る場合があります。

具体的には次に掲げるものであって療養上相当と認められるものであり、その内容は個々の傷病に即して医学上、社会通念上妥当と認められるものでなければなりません。

### ア 診察

(ア) 医師および歯科医師の診察（必要があれば往診）

(イ) 療養上の指導および監視

(ウ) 診断上必要な各種検査

(エ) 診断書、意見書等に文書

- ・文書料は、基金で必要とした文書（通常、公務又は通勤災害認定請求書に添付する診断書1通分）だけ認められ、休暇届のため所属に提出する文書等の費用は認められません。

### イ 薬剤

(ア) 医師が支給する薬剤

(イ) 医師が必要と認め具体的な指導により、自ら売薬を求めた場合の費用

- ・栄養剤、ビタミン剤等は認められません。

### ウ 治療材料

(ア) ガーゼ、包帯、コルセット、固定装具、副木等の治療材料。

(イ) 便器、氷のう、水まくら、ゴム布等療養器材で医師が必要と認めたもの。

- ・日常生活で一般的に必要なとされるもの生活用品は認められません。

- (ウ) 歯科補てつにおける金等の健康保険対象外となる治療材料の使用については、補てつの効果又は技術上の特別の必要から適当と認められる場合に限られます。

#### エ 処置・手術

- (ア) 患部の各種処置、注射、輸血(血液の料金、輸送費、検査料等を含む)、酸素吸入等の処置
- (イ) 切開、創傷処理及び手術並びにこれらに伴う麻酔。手術等については、医学上一般的に治療効果が認められていることが必要です。

#### オ エ以外の治療

- (ア) 医学上必要と認められ、かつ医師の指導のもとに行われる熱気療法、温浴療法、紫外線療法、機械運動療法等
- (イ) 柔道整復師による施術については、脱臼又は骨折の患部に対する応急手当としての施術のほか、打撲又は捻挫の患部に対する施術について認められます。脱臼または骨折の患部に対する施術については、応急手当の場合を除き医師の同意が必要となります。
- (ウ) 医師が必要と認めた温泉療法(原則として温泉病院等において行うものに限る)、マッサージ、はり、きゅうの施術等

#### カ 居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話

- (ア) 居宅において療養を行っている者(通院の困難なものに限る。)に対する病院又は診療所の医師が行う計画的な医学管理
- (イ) 訪問看護(医師の指示書に基づき看護師等が行う療養上の世話又は診療の補助で訪問看護事業者によるものを含む)
- (ウ) 重症のため、医師が常に看護師(看護師が得られなかったときには、これに代わって看護を行う者)の看護を要するものと認めた場合の看護料

#### キ 病院等への入院

- (ア) 入院費用(病院等で用意する食事料を含む)
  - 次のいずれかに該当する場合の個室又は上級室の入院料
    - a 療養上他の患者から隔離しなければ適切な診療を行えない場合
    - b 傷病の状態から隔離しなければ他の患者の療養を著しく妨げると認められる場合
    - c 普通室が満床で、かつ、緊急に入院療養させる必要があると医師が認めた場合
    - d その他特別な事情が認められる場合
- (イ) 重傷のため医師が常に看護師(看護師がいないためにこれに代わって看護を行う者を付けた場合を含む)の看護を要するものと認めた場合の看護料  
健康保険における入院基本料として有床診療所Ⅱ群入院基本料3の届出をした医療機関以外の医療機関に入院している場合には、特別な事情が認められる場合を

除き、原則として必要な療養とは認められません。

## ク 移送

### (ア) 移送の範囲

- a 病院、診療所等への通院費用
- b 災害発生場所から病院、診療所等まで移送する場合又は療養中に他の病院、診療所等へ転送を必要とする場合の交通費、人件費及び宿泊費
- c 独歩できない場合の介護付添に要する費用
- d その他必要とみられる移送費で現実に要したもの
  - ・交通費は一般的にはバス等の交通機関の運賃で、実際に支払った額が認められます。
  - ・タクシー等の利用は、医師の判断はもとより、被災職員の傷病の部位及び状況、地理的条件及び地域の交通事情等を総合的に勘案し、やむを得ずタクシー等を利用しなければならなかったと認められる場合に限られます。
  - ・やむを得ず友人等の自家用車を利用して謝礼等を支払った場合においては、社会通念上妥当と認められる額の範囲内で実際に支払った額が認められます。

## 6. 補償できる療養の終期(傷病の治ゆ)

傷病が「治ゆ」するまで療養費の補償は行われます。公務又は通勤災害による「治ゆ」とは、完全治ゆのほか、症状が固定し、もはや医療効果が期待し得ないものをいいます。

傷病が「治ゆ」したときには、速やかに所属から任命権者を經由して基金支部へ「治ゆ報告書」を提出して下さい。

### 【治ゆ(完全治ゆ)の例】

- (ア)切創の傷口がふさがり、化膿等の危険性もなくなったとき。
- (イ)骨折の部位の骨が癒合し、骨折によって制限されていた運動機能も正常に回復し、痛みもなくなったとき。

### 【治ゆ(症状固定)の例】

- (ア)切創の傷口がふさがった場合または骨折の部位の骨が癒合した場合であって、たとえ痛み(疼痛)などの症状が残っていても、その症状が安定した状態になり、その後の治療を継続しても改善が期待できず、対症療法(一時的な症状緩和を目的とするマッサージ・鎮痛剤注射などの治療)だけを行う状態になったとき。
- (イ)機能回復療法として理学療法(リハビリテーション)を行っている場合に、医療機関受診時には運動障害などがある程度改善されるが、日が経つにつれて元の状態に戻る、という症状経過が一定期間にわたってみられるとき。
- (ウ)腰部・頸部捻挫などによる腰痛症・頸部痛症などの急性症状は消退したが、疼痛などの慢性症状が持続している場合であって、その症状が安定し、その後の治療を継続しても改善が期待できず、対症療法だけを行う状態になったとき。
- (エ)素因(個人的な特殊な体質)又は基礎疾病を有していた者が、公務のために新た

に発病した場合は、当該発病前の身体状況に復したとき。また既存疾病を有していた者が、公務上のため当該疾病を著しく増悪させた場合は当該増悪前の症状に復したとき。